

「ゼロ災・大阪『安全見える化運動』」

(平成29年度) 実施要綱

大阪労働局

1 趣 旨

ゼロ災・大阪「安全見える化運動」は、「災害ゼロ・疾病ゼロの大阪」を実現することを究極の目標として、労働災害の防止、重篤災害の撲滅に向け、働く者すべてがそれぞれの立場で健康が確保され安全・安心な職場の実現を目指し、自主的に安全衛生活動を実践する職場風土と安全文化を構築していくための啓発活動である。

この運動は、平成25年度を初年度とする大阪労働局労働災害防止推進計画の目標を達成するとともに、安全の見える化の普及促進を図り、工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜む危険や安全衛生活動等を積極的に目に見える形にすることにより、労使の自主的な労働災害防止活動を促進し、健康が確保され安全・安心な職場の実現を図ろうとするものである。

このため、大阪労働局、管内各労働基準監督署、各労働災害防止団体及び関係者が連携し、積極的に本運動を展開するものである。

2 スローガン

『 見ること 「気づき」 から「考動」へ 』

職場において、「見ること」がきっかけとなって、心の中に「気づき」が生まれ、見える前とは異なる、より安全を優先する「思考」や「行動」につながる。

このような観点から、本スローガンにより「安全見える化運動」を展開することとする。

3 期 間

平成25年度から5か年

4 主唱者

大阪労働局及び管内各労働基準監督署

5 協賛者

公益社団法人 大阪労働基準連合会
中央労働災害防止協会 近畿安全衛生サービスセンター
中央労働災害防止協会 大阪労働衛生総合センター
中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター
建設業労働災害防止協会 大阪府支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 大阪総支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 大阪府支部
一般社団法人 日本ボイラ協会 大阪支部
一般社団法人 日本クレーン協会 近畿支部
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 大阪府支部
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 大阪支部

6 協力者

公益社団法人 関西経済連合会
大阪商工会議所
大阪府中小企業団体中央会
一般社団法人 大阪建設業協会
一般社団法人 大阪府トラック協会

7 実施事項

本運動は当該期間中に下記の見える化を推進する

(1) 本運動の見える化

「ゼロ災・大阪『安全見える化運動』」そのものの気運を高めるため
に見える化する取組

(2) 安全衛生管理体制の見える化

各企業における安全衛生管理体制を見える化する取組

(3) 安全衛生活動の見える化

各企業において取り組んでいる安全衛生活動を見える化する取組

(4) 安全衛生情報の見える化

安全衛生に関係するわかりやすい資料・知識・情報等を見える化する取組

(5) 危険を防止するための見える化

- ・ 機械・器具・その他の設備等の危険、爆発性の物・発火性の物・引火性の物等の危険、電気・熱その他のエネルギーによる危険を見える化する取組
- ・ 多種多様な作業方法から生ずる危険を見える化する取組（作業マニュアルの見える化等）
- ・ 墜落・転落、転倒、はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ等の危険場所等を見える化する取組

(6) 健康障害を防止するための見える化

- ・ 化学物質、石綿、粉じん等の危険有害性を見える化する取組
- ・ 危険有害物質等の有無（作業環境）、ばく露防止方法等（作業管理）を見える化する取組
- ・ メンタルヘルス、過重労働による健康障害防止等の健康管理活動を見える化する取組
- ・ 腰痛防止、熱中症対策等を見える化する取組

(7) リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステムの見える化

リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進及び実施の見える化する取組

平成29年度の実施事項

1 局・署の実施事項

- (1) 第三次産業（小売業・飲食店）に対して集団指導等により「安全見える化運動」を啓発
- (2) 第三次産業（社会福祉施設）に対して大阪府・大阪市等の各自治体と連携して集団指導等により「安全見える化運動」を啓発
- (3) 「安全衛生表彰式」及び「ゼロ災・大阪『安全見える化運動』」推進大会を開催
- (4) 「大阪職場の健康づくりフォーラム」において「安全見える化運動」を啓発
- (5) (公社)大阪労働基準連合会発行の月刊誌で「安全見える化運動」を啓発
- (6) 建設業労働災害防止協会大阪府支部・各分会と連携し、「命綱GO活動」を啓発
- (7) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部と連携し、研修会等において「安全見える化運動」を啓発
- (8) 港湾貨物運送事業労働災害防止協会大阪総支部と連携し、パトロール等において港湾荷役作業における「安全見える化運動」を啓発
- (9) 全国安全週間準備期間中、大阪労働局長によるパトロールにおいて「安全見える化運動」を啓発
- (10) 安全の見える化事例集を活用し、多くの企業において「安全の見える化」を啓発
- (11) 各労働災害防止団体等と連携し、団体等が発行する広報誌に「安全の見える化」事例を掲載
- (12) 熱中症対策について、個別指導・パトロール・研修会等において「安全の見える化」を啓発
- (13) 腰痛予防対策について、研修会等を通じて「安全見える化運動」を啓発
- (14) 安全の見える化事例のパネルを署の掲示版等に掲載し、「安全見える化運動」を啓発
- (15) 転倒災害防止対策事例集を活用し、転倒災害に係る「安全の見える化」を啓発

2 協賛者・協力者の役割

- (1) 協賛者は局・署と連携して、上記1の事項を中心に「安全見える化運動」の啓発活動を広く展開する。
- (2) 協力者は「安全見える化運動」の趣旨等について会員企業等への周知等を行う。

3 事業者・労働者等の具体的な実施事項

- (1) 「年間安全衛生計画」を作成し、実行することにより「安全衛生活動」を見える化
- (2) 事業場・事業所・作業場・現場・店舗等の総点検を実施し、「危険場所」、「危険箇所」及び「危険作業」を見える化
- (3) 各企業・事業場・事業所におけるトップ自らが安全衛生に対する取組を宣言し、すべての労働者と安全意識を共有するための見える化
 - ア 建設業における「現場所長安全宣言」を現場の見やすい場所に掲示
 - イ 製造業における「工場長安全宣言」を事業場の見やすい場所に掲示
 - ウ 小売業や飲食店の各店舗における「店長安全宣言」をバックヤードの見やすい場所に掲示
- (4) 機械包括安全指針による「機械設備の残存リスク」を見える化
- (5) 交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリ・ハット事例）の収集と交通KYTや交通安全情報マップの活用など「交通労働災害防止活動」を見える化
- (6) 化学物質、石綿、粉じん等の「危険有害性」を見える化
- (7) 危険有害物質等の有無（作業環境）、ばく露防止方法等（作業管理）を見える化
- (8) ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策等の健康管理活動を見える化
- (9) 腰痛予防、熱中症対策等を見える化
- (10) 労働安全衛生マネジメントシステムを導入し、運用することにより「安全衛生管理」を見える化
- (11) リスクアセスメントの実施により「リスク」を見える化